第１１号様式（第３３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収入印紙 | 委　託　業　務　契　約　書 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 委託名称 |  |
| ２ | 委託場所 | 秦野市 |
| ３ | 委託期間 | 令和　　　年　　　月　　　日から　令和　　　年　　　月　　　日まで |
| ４ | 契約金額 | 金　　　　　　　　　　　　円  （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　　　　円） |
| ５ | 前金払 | する　　秦野市契約規則(昭和39年秦野市規則第23号)第88条により準用した第61条の2の規定による。ただし、水道事業又は公共下水道事業に係る委託業務の場合は、秦野市水道事業及び公共下水道事業の契約に関する規程(昭和43年企業管理規程第10号)による。  しない |
| ６ | 部分払 | する　　秦野市契約規則第88条により準用した第62条の規定による。ただし、水道事業又は公共下水道事業に係る委託業務の場合は、秦野市水道事業及び公共下水道事業の契約に関する規程による。  しない |
| ７ | 契約保証金 | 付す。　付保割合(契約金額に対する契約保証の割合)は、10分の1以上の金銭的履行保証とする。  免除　　秦野市契約規則第39条第　号の規定による。ただし、水道事業又は公共下水道事業に係る委託業務の場合は、秦野市水道事業及び公共下水道事業の契約に関する規程による。 |
| ８ | 契約金支払場所 | 秦野市指定金融機関(ただし、水道事業又は公共下水道事業に係る委託業務の場合は、秦野市水道事業及び公共下水道事業の出納取扱金融機関) |
| ９ | 長期継続契約に係る契約の解約又は変更 | (1)　この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であり、受注者は、この契約に基づく業務の履行の対価として、発注者が定める予算の範囲内において支払いを受けるものとする。  (2)　翌年度以降の発注者の予算について削減又は削除があったときは、発注者は、この契約を解約し、又は変更することができる。この場合において、受注者は、発注者に対して損害賠償を請求することができない。 |

上記について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

住　所　秦野市桜町一丁目３番２号

発注者

氏　名　秦野市長　　高　橋　昌　和　　　　　　　㊞

住　所

受注者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞